

設置の趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

人口減少化、超少子高齢化、グローバル化などに象徴される現代社会は、格差、排除、貧困、虐待、不登校、障害、体位の低下、傷病の増加など多様な生活、健康、教育などに関わる生活問題に直面させられている。このように多様化、複合化し、高度化する生活問題は従来の福祉、栄養、健康、医療、教育などの各分野による個別的对応では対応しきれない状況になりつつあり、多様な分野を横断し、個別科学領域の知識や技術を協働して、統合化したアプローチが必要である。それ故、すでに、そうした方向性は国レベルの政策においても喫緊の課題として位置づけられ、それを支えうるような研究と教育の開発と、それによる専門家の育成が求められている。

本学は、佐賀県唯一の私立4年制大学として昭和43年開学以来、建学の精神に則る「健康と福祉の探究」を目指し、教育研究を深化・発展させてきた。その過程で、健康福祉学部では、健康と福祉の両分野に亘る有為な人材を育成し、地域社会へ輩出してきた。平成11年度には、健康と福祉分野におけるそれぞれの教育研究をより高度に統合化した健康福祉学分野の確立を目的として、大学院健康福祉学研究科を設置し、健康を支える栄養と生活を支える福祉という観点から現代的な諸課題に総合的にアプローチしてきた。本健康福祉学研究科健康福祉学専攻は、社会福祉学を基軸に社会福祉学分野（学内コース、以下同じ）と健康栄養学分野からなる学際領域として発足し、その発展過程において臨床心理学分野、リハビリテーション学分野を内包して今日に至っている。今回の改組転換はこのような発展の経緯を継承しつつ、各分野を健康福祉学専攻、健康栄養学専攻、臨床心理学専攻、リハビリテーション学専攻として分離独立させ、各専攻について教育研究課題のさらなる深化を図るとともに、新専攻相互の連携と協働を通じてより高次の学際領域の構築、発展を図ることとした。

今回、現代的な諸課題により即応していくために、現在、研究科が持つ健康栄養学、社会福祉学、臨床心理学、リハビリテーション学、さらに将来的には子ども学部が持つこども学の観点をも有機的に統合し、人間の生活を地域で包括的に支援するという研究教育理念の基に、自立生活の促進を進める生活支援および生活支援科学というキーワードで研究科全体を捉え直し、従来の教育研究理念を基盤にしながらも、学部と大学院との教育・研究体制の緊密な連携を図る見地から、研究科の名称変更の事前相談を行う予定である（平成25年10月名称変更の事前相談を予定）。健康栄養学専攻では健康栄養学を基盤として、栄養学の実践としての生活支援を行うことができる高度な専門的職業人の養成を行うだけでなく、健康栄養学分野を支える個別の学問分野をより高度に追求できる研究者の養成も行う。本専攻で養成する高度な専門的職業人は、学部課程で栄養学の実践家である管理栄養士として修得した基礎的な技能・知識を基盤として、さらに現状の分析に基づいた個別の栄養ケアに加え、本研究科の特徴を生かし他職種 of 専門分野を理解した包括的な栄養ケアの企画立案が実施できる

ようになることを目指す。一方、健康栄養学分野の研究者養成では、各学問分野をより高度に追求できるだけでなく、将来的には、健康栄養学分野の指導的立場に立てる人材となることを目指す。

資料 1:西九州大学の沿革(抜粋)

資料 2:佐賀県の高等教育機関

目次 7:大学院学則(案)

イ 学生確保の見通しと社会的な人材需要

(1) 学生確保の実績と見通し

大学院設置以来、多くはないが毎年、入学希望者がいる状態である。その一部は、社会人学生であり、主に、より高度な専門知識を修得することによる職場でのスキル・アップを目的として入学した学生である。一方、本学の健康福祉学部健康栄養学科からの進学者は、学部レベルでの学修に満足せず、さらなる知識・技能のレベルアップを目指して入学してきている。

表 1. 西九州大学大学院健康栄養コース入学実績(過去 5 力年)(西九州大学入試広報課調べ)

	志願者数	受験者数	合格者数
平成 25 年度	1	1	1
平成 24 年度	1	1	1
平成 23 年度	2	2	2
平成 22 年度	1 (1)	1 (1)	1 (1)
平成 21 年度	2 (1)	2 (1)	2 (1)

() は、社会人の内数

本専攻修了後は、地域において他の医療職種や福祉職種と連携して、地域包括ケアにおける栄養部門を担当することができる。このような人材は、今後ますます加速する高齢化社会における実践の場において求められている人材であるだけでなく、そのような人材を養成する指導的立場へと成長して行ける人材である。

本学は、佐賀県唯一の管理栄養士養成校であることから、本学の学部を修了した管理栄養士および本大学院健康福祉学専攻健康栄養学コース修了者は地元の公益社団法人佐賀県栄養士会と連携して地域に栄養ケアを展開することができる人材である。管理栄養士をとりまく社会環境の変化は著しく、いったん社会に出た後に、再び大学院での勉学の機会を提供し、高度な専門知識・技能の修得とともに専門職としてのスキル・アップを目指すという目的を達成させることも本学の使命であると考えている。すなわち、社会人のスキル・アップを目

指した「学び直し」の場としても、今回計画している大学院健康栄養学専攻は十分な存在価値があるものと考えている。

(2) 卒後の進路（社会的な人材需要）

現在の健康栄養コースの過去5年間の修了生（7名）の就職先は、大学・短期大学や中学校などの教育現場に4名、食品会社に1名で、社会人入学した学生（1名）は、元の職場である医療機関にそのまま継続雇用されている。これより以前の修了者においてもこのような就職状況の傾向は変わっていない。また、その後転職した場合においても、大学院修了者であるが故に、その職場で指導的立場を得ている。（西九州大学学生支援課調べ）

表2. 過去5年間の就職率（健康福祉学研究科健康栄養コース）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
修了者数	1	1	2	1	2
就職者数	1	1	2	1	1
進学者数	0	0	0	0	0
就職率	100%	100%	100%	100%	50%

ウ 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

健康栄養学専攻は、社会の実践の場で活躍する管理栄養士のスキル・アップを目的としているだけでなく、実践現場で指導的立場に立てる人材の養成と、健康栄養学分野を支える個々の学問分野をより深く追求し、当該分野の研究者として指導的立場を目指す人材養成を目指している。そのため、本専攻の完成年度には、さらに大学院後期（博士）課程を設置し、当該分野を高度に追求する研究者養成も構想している。

エ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

健康福祉学研究科健康栄養学専攻は、食品栄養学の知識を深めた高度な専門職として、人々の生活を社会環境、自然環境の中に据えた総合的な視点から捉え、適切な生活支援を栄養学の立場から実践できる人材を養成する。従って、専攻名と学位の名称、及びそれらの英訳名称を、以下のようにする。

大学名	西九州大学大学院	Graduate School of Nishikyushu University
研究科名	健康福祉学研究科	Graduate School of Health and Social Welfare Sciences
専攻名	健康栄養学専攻	Master's Program of Health and Nutrition Sciences
学位の名称	修士（健康栄養学）	Master of Health and Nutrition Sciences

オ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む）

平成 17 年 9 月 5 日 中央教育審議会答申「新時代の大学院教育 -国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて-」は、魅力ある大学院教育について、その中核となる大学院に対して、それぞれの各大学院の課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）を図るように求めている。

西九州大学では、昭和 43 年の建学以来「あすなろう」精神のもとで、常に時代の要請を敏感に受け止め、それらに応える教育研究の展開に努めてきている。昭和 43 年より開始した管理栄養士の養成は、その後、時代の要請が変化するのに伴い、平成 13 年には家政学部食物栄養学科から健康福祉学部健康栄養学科へと名称変更した。また、これに先駆けて、平成 11 年には健康栄養学分野と健康福祉学分野の統合した新しい学問領域の確立を目指して大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻を立ち上げた。一方、学部教育においては管理栄養士という専門職の養成をより強化することを目的に、健康福祉学部健康栄養学科を改組・名称変更するため、平成 25 年 5 月に「健康栄養学部健康栄養学科」として届け出中である。

しかし、上述のような学部学科の改組・名称変更による学部教育の強化だけでは、実践現場が抱えている、より複雑で高度な課題に対応することは困難である。すなわち、社会の実践現場は一般の人々、個々人や個々の集団に応じた個別の栄養ケアの提供を求めているのであり、今までの管理栄養士が経験に基づいて提供するものでは対応しきれない課題が山積している。ここで求められているものは個々の事例のアセスメント結果に立脚したエビデンスの集積、解析そして課題解決へと導く高度で深い専門知識と広い視野である。

上述のことを実現するための教育研究の場が、まさに、本大学院健康福祉学研究科健康栄養学専攻である。この目的を達成するために、本専攻のカリキュラムは、まず、生活支援科学を俯瞰的に捉えるための生活支援科学特論を他専攻の学生と共に学ぶ基幹科目として据え、これを基盤としながら、本専攻の特徴として、基礎分野と展開分野とからなる科目群で構成した。基礎分野には、食品学分野として食品機能科学特論、食品衛生学特論および食品分析化学特論を、人体の構造と機能に関する分野として生理学特論、基礎医学特論と基礎栄養学特論を、地域と人間を俯瞰的な視点で観察する力を養うための自然環境科学特論、公衆衛生学特論を開講し、管理栄養士という専門職の基盤となる学問体系を配置した。展開分野には、栄養教育学特論、臨床栄養学特論に加え、実践を科学的にとらえる実践栄養学特論、臨床栄養治療学特論および地域栄養ケア活動特論とそれを検証する栄養学研究法を設置し、基礎学問の実践とその評価を理解するための学問分野を配置している。

本専攻は、生活支援科学特論および特別研究を必修とし、その他の科目は自由に選択できるように、選択科目として開講科目 14 科目 28 単位分を開設している。

また、「研究指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科委員会の承認を得て、他の大学院

又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む）との協議に基づき、当該大学院等の授業科目を履修又は研究指導を受けさせるため学生を派遣し、又は留学させることができる」ことにしている。（参照：目次 7. 大学院学則（案））

これらの講義と平行して、入学当初から特別研究（8単位）では、健康栄養学分野に関する研究テーマを設定し、指導教員のもとで研究の計画、実施、まとめを通じ研究の方法を身につけさせる。さらに、ティーチング・アシスタント制度を活用して、大学院学生が教育の一端を担うことにより教育の実施方法や教材の作成等の体験を通して、将来この分野における指導的立場に立つための基礎力を養う。

カ 教員組織の編成の考え方及び特色

（1）教員配置

基礎分野科目担当者は、それぞれの分野における豊富な研究業績を基盤に、実践の基礎となる学問について教授することができ、研究者を目指す大学院生の研究指導をきめ細かく行うことができる。

専門分野科目を担当する教員はすべて博士の学位取得者である。栄養教育学特論担当教員は、研究を基盤としながら地域での実践活動を積極的に行いその活動に関する研究実績を積んでいる。臨床栄養学特論担当教員は、実践を基盤としながら実務研究の実績を積み重ねた後、本学に赴任し、実務家の視点からの実践研究に磨きをかけている。実践栄養学特論担当者は、臨床栄養を基盤として地域での実践活動を行っている。それらの教員に加え、情報処理担当教員がオムニバスで栄養学研究法を担当することで、実践と研究の有機的な結合について教授することができる体制を整えている。

（2）教員の年齢構成と定年

教員の年齢構成は、30代から60代まで概ねバランス良く各年代に配置されている。

本学園における教員の定年は、教授68歳、准教授65歳、講師以下60歳となっている。

本専攻の専任教員には、完成年度を迎えるまでに定年を超える、あるいはすでに超えている者が含まれる。それらの教員については完成年度を迎えるまで、学園の教職員就業規則で特命・特任等の身分で雇用を継続させることができるが、欠員が生じた場合には適宜補充する計画である。

資料3：学校法人永原学園教職員就業規則（抜粋）

キ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（1）教育方法及び履修指導方法

健康福祉学研究科健康栄養学専攻では、学生が入学当初から明確な目的意識を持って各授業科目を履修し、さらに当初の研究計画に従った研究成果を上げるために、本専攻の教育課

程編成の考え方及び特色について説明するガイダンスを入学時に行う。

1) 授業計画（シラバス）

大学院生が受講する授業科目が、どのような展開で行われるか授業科目ごとに授業概要、授業方法、授業計画、評価方法、教科書・参考書、学生に期待することを記載し、年間の進捗計画を明示した「授業計画（シラバス）」を大学院設置基準第14条の2に基づき毎年作成し配布する。

2) セメスター制の導入

学修効果を高めることを目的とし、半期完結のセメスター制を導入しているが、特別研究は、修士課程の2年間で研究を行い、修士論文を作成し提出するとともに最終試験を課している。

3) 学修支援体制

以下の事項を通じ、大学院生の学修及び生活上の指導の円滑化を図っている。

入学後の1年次生に対しては新入生オリエンテーションを行い「学生便覧」「授業計画（シラバス）」他を配布し教務課から2年間の大学院生生活に必要な事項について説明等を行い、さらに質問、相談等にも応じている。

また、TA制度を効率的に活用し、学部学生に対するきめ細かな学修支援を行わせることにより、TAである大学院生の教育指導力の向上を図っている。

大学院健康福祉学研究科について大学院及び各専攻にそれぞれ教務委員会を置く。大学院教務委員会では学位授与審査に関する事項、教育課程に関する事項、学生の休学、退学、除籍及び課程の修了に関する事項および大学院の教育研究方針その他教務に関し必要な事項について、各専攻教務委員会では当該専攻に特化した教育研究上の問題について協議し、それらを統合して大学院生学生の学修支援をきめ細かく行う。

オフィスアワー制度を設け、大学院生の学修、進路、就職、生活、その他の悩みの相談に対応している。

大学コンソーシアム佐賀における単位互換制度が利用できることを周知させている。

西九州大学では、国際交流協定を締結している海外の複数の大学に短期及び長期の海外留学ができる制度があり、利用できることを周知させている。

4) 大学院生による授業評価

大学院FD委員会主導のもとに、教員の教育力向上に資することを目的に、専任は必ず、兼任は任意で「学生による授業評価」を年度末に1回実施し、教育方法の見直しを各教員が行うことにより大学院生の学修効果の向上を図っている。

評価項目は、「授業の満足度」、「授業受講後、さらに学びたいと思ったか」、「授業を通じて自己成長を感じたか」を5段階評価で評価してもらい、さらに「その授業で良かった点、取り入れてほしい点」、「その授業をよりよくするための提案」及び「授業、カリキュラムなどへの意見」を自由記述式で記載させている。

実施結果について、自由記述式のものFD委員会でもとめ、選択式のもの数値化及びグラフ化したのちFD研修会において大学院専任教員へ開示した。

資料4: 西九州大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

5) 授業開講数と単位及び成績評価

1単位の授業科目は、大学院設置基準第15条に従って単位数を計算することを西九州大学大学院健康福祉学研究科規程に定めた。

講義については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

演習については、毎週1時間15週の演習をもって1単位とする。ただし、授業の方法に応じ、毎週2時間15週の演習をもって1単位とすることができる。

(2) 研究指導の方法

1) 入学から修了まで（論文指導を含む）

本専攻では、特別研究は必修であり、入学後、他の講義を受講しながら、1年次の前期中に、自分が興味を持った研究テーマを実行可能な指導教員を決定する。その後、指導教員との話し合いを通じて具体的なテーマと研究計画を設定し、研究を開始する。2年次1月の修士論文提出までに、下表に示したように、各期に中間発表会を設け、本専攻に所属する全教員による指導を受けることにより、特別研究の進捗状況の管理と研究内容の質の担保を保つ体制を整えている。

表 3. 修士論文提出までのスケジュール

時 期	1 年次		2 年次	
	前期	後期	前期	後期
講 義	受講	受講	受講	
修士論文	研究計画作成	研究の展開	研究の展開	研究のまとめ
行 事	指導教員の決定	修士論文中間発表会（11月）	修士論文中間発表会（6月）	修士論文提出（1月） 口頭試問（2月） 発表会（最終試験を兼ねる）（3月）

2) 学位論文審査体制，学位論文の公表方法等

学位論文の審査は、主査1名と副査2名の計3名により行う。主査を、研究指導教員以外の専攻教員から選ぶことにより、質の担保をはかっている。また、本専攻に所属する教員全員による口頭試問を実施し、審査の厳格性と透明性を確保している。

学位論文は製本し、本学図書館に保管している。

3) 研究の倫理審査体制の具体的内容等

人を対象とする修士論文研究については、本学の倫理委員会での審査と承認を得て実施することが西九州大学倫理委員会規程に定められている。動物実験については、本学の動物実験委員会の審査と承認を得たのち、学長の許可を得て実施し、実験終了後は、直ちに実験で得られた成果について学長に報告することが西九州大学動物実験委員会規程に定められている。

(3) 修了要件

必修科目10単位、選択科目より20単位以上、合計30単位以上修得かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

資料5:履修モデル

目次8:大学院研究科委員会規則等(案)

ク 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

実施しない

ケ 施設・設備等の整備計画

健康栄養学専攻の母体となる健康栄養学部健康栄養学科では、管理栄養士の養成施設として指定されている設備に加え、精密器機室、情報処理室、動物実験室などを整備しており、大学院生の研究に十分対応できる設備となっている。さらに、建物の耐震診断に基づき、学生の安全確保を目指して、平成26年度末までに、健康栄養学部健康栄養学科が主として使用する神埼キャンパス1号館の耐震改修を実施する予定である。

(1) 大学院自習室

本研究科には、各専攻の大学院生が共同で使用する大学院自習室が神埼キャンパス6号館3階に整備されている。最大収容可能人数は25名であり、協同使用で学内LANに接続しているPCは10台、その他Wi-Fiも使用可能な教育環境を整えている。

(2) 大学院演習室

少人数での演習及び講義等が可能な演習室は、神埼キャンパス 6 号館 3 階に 3 室整備している。各室の収容人数は 10 名である。

(3) 大学院生実験室

健康栄養学専攻では、特別研究のテーマによって、実験を主として実施しなければならない場合もある。そのための大学院生実験室は、神埼キャンパス 1 号館に 4 室、2 号館に 2 室設置されている。しかし、本学は、平成 27 年度までに耐震対策のために、2 号館および 3 号館を解体し、新 3 号館を新築する計画となっている。そのため 2 号館の大学院生実験室が失われることになるが、1 号館内に大学院生実験室を 2 室追加整備する計画である。

(4) 動物実験施設

現在使用している神埼キャンパス 1 号館内にある動物実験施設は建物の耐震性や老朽化の問題、また調理実習室との位置関係からの衛生的な問題などがある。そのため、平成 26 年度末までに新規に動物実験施設を神埼キャンパス 1 号館横の新たな敷地に建築整備する予定である。この動物実験施設には、前室、処置室、動物飼育室を設け、明暗環境、温湿度管理、防音対策、換気など実験動物の飼育環境を十分に配慮した設備を整備する予定であり、大学院生の行う動物実験に十分対応できる施設である。

(5) 精密器機室

精密機器室として、機器分析センター A1、A2、A3 および B を有している。機器分析センター A1 には、食品の成分分析や機能性を調べるためのマイクロプレートリーダー、食品中の脂質や香気成分を調べるためのガスクロマトグラフィー質量計 (GC-MS) 等、機器分析センター A2 には食品中の成分の分離分析を行うための高速液体クロマトグラフィー (HPLC) 等を設置している。機器分析センター A3 には、食品成分の分析を行うための分光光度計、食品の硬さを調べるためのクリープメーター等を設置している。機器分析センター B には、走査型電子顕微鏡を設置し、食品の表面組織の観察等に使用している。これらの機器分析センターは、大学院生の特別研究における実験のために、複数の研究室で共同利用している。

その他に、健康栄養学専攻の母体となる健康栄養学部健康栄養学科では学部生の教育のために、管理栄養士の養成施設として指定されている設備として、以下の施設を整備している。

- (1) 栄養教育実習室
- (2) 臨床栄養学実習室
- (3) 給食経営管理実習室
- (4) 調理実習室

コ 既設の学部との関係

健康栄養学専攻は健康栄養学部健康栄養学科を母体として設置された大学院修士課程であり、本専攻を担当する教員はすべて健康栄養学部にも所属する教員である。従って、本学の健康栄養学科を卒業した学生は、学部で学んだ専門基礎科目および専門科目を発展させる形で用意された大学院の履修科目を特段の困難なくスムーズに受講できる。また、修士論文作成を通じて、それらの科目の知識を有機的に結合し、実践できる力を養うカリキュラム構成になっている。

サ 入学者選抜の概要

1 入学者受け入れの基本方針

健康福祉学部健康栄養学専攻では、以下のような学生を受け入れることを基本方針とする。

- ① 栄養系の学部・学科・専門学校等において専門教育を受け、栄養学に関する学部レベルの知識と技能を修得した者で、さらに研究を継続・深化させたいと希望する者
- ② 栄養系の資格をもとに各実践現場で活躍し、現場から醸成された実践的な問題意識をもつ者
- ③ 高等学校等の教育機関や生涯教育にかかわる者

2 一般入学試験

(1) 入学試験受験資格

次のいずれかに該当する者を受験資格者とする。

- ① 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者、または前年度 3 月末までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者、または前年度 3 月末までに学士の学位を授与される見込みの者
- ③ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）
- ⑥ 前年度 3 月 末において、大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院が認めた者
- ⑦ 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者などで、本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者及び前年度 3 月 末までに 22 歳に

達する者

(2) 出願手続

- ① 入学願書
- ② 写真票・副票・受験票・銀行振込通知書
- ③ 写真
- ④ 卒業証明書または卒業見込み証明書、もしくは学位授与証明書あるいは学位記（写）
または学位授与申請受理書（大学評価・学位授与機構発行）
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 志望理由書

(3) 選考方法

入学者の選考は、英語または専門科目より 1 科目選択し、小論文および個人面接等により総合的に判断し、合否を判定する。

(4) 試験の実施日程

年に 2 回（9 月下旬と 3 月上旬）に実施する。

3 社会人入学試験

(1) 入学試験受験資格

次の①～⑥のいずれかに該当する者で、入学時まで 2 年以上の社会人（有職者、主婦など）としての経験を有する者とする。

- ① 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者及び前年度 3 月末までに卒業見込の者
- ② 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）
- ⑥ 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者などで、本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者及び前年度 3 月末までに 24 歳に達する者

(2) 出願手続

- ① 入学願書
- ② 写真票・副票・受験票・銀行振込通知書
- ③ 写真
- ④ 卒業証明書または学位授与証明書あるいは学位記（写）
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 推薦書：任意提出
- ⑦ 研究計画書（研究希望テーマとその具体的内容を 1,000 字以内で記入）
- ⑧ 職務経歴書

(3) 選考方法

入学者の選考は小論文、個人面接、推薦書および研究計画書等により総合的に判断し、可否を判定する。

(4) 試験の実施日程

年に 2 回（9 月下旬と 3 月上旬）に実施する。

4 AO方式入学試験

(1) 趣旨

AO 方式試験は、従来の学力試験だけでは計れない意欲、能力なども評価に加え、書類選考や面談等をとおして総合的に評価する対話型入学試験である。

(2) 入学試験受験資格

合格した場合、必ず入学する意志のある者で、次のいずれかに該当する者

- ① 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者、または前年度年 3 月末までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者、または前年度 3 月末までに学士の学位を授与される見込みの者
- ③ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）
- ⑥ 前年度 3 月 末において、大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって

修得したものと本学大学院が認めた者

- ⑦ 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者などで、本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者及び前年度3月末までに22歳に達する者

(3) AO方式試験の主な流れは以下の通り

- ① エントリーシート受付
- ② 面談結果の通知
- ③ 出願手続
- ④ 合格発表

(4) 出願手続（出願許可を受けた者のみ指定された期間に行う）

- ① 入学願書
- ② 写真票・副票・受験票・銀行振込通知書
- ③ 写真

(5) 選考方法

入学者の選考は面談等および提出書類の結果により総合的に判断し、合否を判定する。

シ 教職大学院において取得できる教員免許状

該当なし

ス 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法を実施する場合

実施しない

セ 2つ以上の校地において教育を行う場合

実施しない

ソ 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所で実施する場合

実施しない

タ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

実施しない

チ 通信教育を行う課程を設ける場合

実施しない

ツ 管理運営

健康福祉学研究科の管理運営上の重要事項は、西九州大学大学院研究科委員会規則に基づいて開催される研究科委員会において審議され、決定される。この委員会は、研究科の授業又は研究指導を担当する専任教員をもって組織される。研究科委員会の審議事項は以下の通りである。

- (1) 研究科担当教員の資格審査に関する事項
- (2) 学位授与の審査に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、退学、除籍及び課程の修了に関する事項
- (5) 学生の生活指導及び賞罰に関する事項
- (6) その他研究科に関する事項

前項の審議事項は、理事会に報告し、特に重要な事項については、その承認を得なければならない。

目次 8: 大学院研究科委員会規則等(案)

西九州大学の事務局は、姉妹校である西九州大学短期大学部と統合された事務組織となっている。その事務分掌は西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程によって規定されており、西九州大学・短期大学部事務局に、総務課、教務課、入試広報課、学生支援課、及び図書課を置き、西九州大学及び西九州大学短期大学部の庶務、会計、教務、入試、募集広報、学生の厚生補導及び就職、図書館、生涯学習並びに学園広報等に関する事務処理を行っており、大学院に係る事務も西九州大学事務局で処理している。

テ 自己点検・評価

(1) 実施体制及び実施方法

本学では、かなり早い時期から自己点検・評価のための体制を確立し、色々な形で審議、検討をしてきた。平成 13 年度には、それらの成果をまとめて自己点検・評価報告書「新世紀の大学像を求めて」を作成し、広く公表した。

一方で、平成 14 年度に学校教育法が改正され、平成 16 年 4 月以降、すべての大学は「認証評価機関」による外学部評価を受けることが義務付けられた。本学は、このような第三者評価を受けることを前提として、平成 16 年度に、平成 21 年度までの 6 年間を計画期間とする「第 1 次中期目標・中期計画」を策定し、その実現を目指して毎年、「年度アクションプログラム」を策定して、様々な改革・改善を進めてきた。その過程で、平成 17 年 6 月には、点

検・評価報告書第2報「教育・研究と修学環境の充実を目指して」を発行した。この報告書とともに、事務局で作成した「大学基礎データ」に基づいて、平成18年度に認証評価機関の一つである大学基準協会の第三者評価を受けて、「適合」の認定を受け、大学基準協会の正会員大学として加盟・登録が承認された（認定期間：平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間）。これに関連した資料、「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」並びに「認証評価結果」は、まとめて広く世間に公表した。

「第1次中期目標・中期計画」が終了年度を迎える平成21年度には、平成22年度から平成25年度までの4年間を計画期間とする「第2次中期目標・中期計画」を策定し、「年度アクションプログラム」に基づいて、様々な改革・改善を進めてきた。

平成23年度には、「自己評価報告書」を作成し、これに基づいて財団法人日本高等教育評価機構による第三者評価を受け、大学評価基準を満たしているとの認定を受けた。認定期間は平成23年4月1日から平成30年3月31日までの7年間である。

さらに、平成25年度中に平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間とする「第3次中期目標・中期計画」を策定することにしており、これに基づいて「年度アクションプログラム」を策定し改革・改善を進めていく予定である。

1) 点検・評価項目

本学は、「西九州大学点検・評価に関する規程」を定め、学部のみならず大学院を含めて点検及び評価を実施するために必要な事項を定めている。

- ・ 点検・評価事項は、下記の項目である。
- ・ 教育理念及び目標に関する事項
- ・ 教育活動に関する事項
- ・ 研究活動に関する事項
- ・ 教員組織に関する事項
- ・ 事務機構に関する事項
- ・ 施設設備に関する事項
- ・ 社会との連携に関する事項
- ・ 管理運営及び財政に関する事項
- ・ 点検・評価の体制に関する事項
- ・ その他、運営委員会が必要と認めた事項

ト 認証評価

本学は平成29年度までに、大学評価認証機関による次の第三者評価を受けなければならないが、次回も財団法人日本高等教育評価機構による第三者評価を受ける予定である。そのため、同評価機関が示している「大学機関別認証評価実施大綱」に基づいて、点検・評価基準を見直し、さらには本学独自の評価基準も設定して自己点検・評価を進めていく予定であり、これ

に基づいて、さらなる改革・改善を進めていく。

ナ 情報の公表

本学は、学園の沿革や財務状況に関する情報等、既往の情報提供に加え、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他ホームページなど、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。

(掲載ホームページ URL : <http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/>)

1. 公表項目

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育上の目的
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/>)

(2) 教育研究上の基本組織に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/education01.pdf>)

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- (http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/info_temp.html)
 - ・職階別教員数
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/education02.pdf>)

(4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在籍する学生の数、卒業(修了)した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ① 教育方針(学位授与方針、教育課程方針、入学者選抜方針)
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/uni04.pdf>)
- ② 学生に関する情報
 - ・在籍者数状況等
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students01.pdf>)
 - ・卒業者進路状況
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students02.pdf>)

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・学部シラバス、カリキュラム
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/daigaku-syllabus/>)

- ・大学院シラバス、授業科目及び担当教員一覧
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/daigakuin-syllabus/>)
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info01.pdf>)
- (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info02.pdf>)
- (8) 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用に関すること
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/examination/expense/univ.html>)
 - ・入学金、学費（施設設備費、授業料、教育充実費）、委託徴収費
- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/support.pdf>)
- (10) その他
 - ① 財務情報
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/finance04.pdf>)
 - ・財産目録
 - ・貸借対照表
 - ・収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書）
 - ・事業報告書
 - ・監査報告書
 - ② 管理運営の概要
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/admin.pdf>)
 - ③ 教育力向上の取り組みの概要
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort01.pdf>)
 - ④ 国際交流の概要
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort02.pdf>)
 - ⑤ 社会貢献・連携活動の概要
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort03.pdf>)

2. 情報の公表についての実施方法

- (1) 学生便覧（毎年1回、4月発行）

- (2) 授業計画（毎年1回、4月発行）
- (3) 就職のための大学案内（企業向けのもの、毎年1回、5月発行）
- (4) 大学案内（一般向けのもの、毎年1回、6月発行）
- (5) 過去3年間の入学試験問題（毎年1回、6月発行）
- (6) 広報 永原学園（一般向けのもの、毎年1回、7月発行）
- (7) 永原学園報（学園関係者向けのもの、毎年2回、7月・1月発行）
- (8) 西九州大学子ども学部紀要（毎年1回、3月発行）
- (9) 特別学術講演会活動報告書（毎年1回、3月発行）
- (10) 各種委員会活動報告書（毎年1回、3月発行）
- (11) 健康福祉実践センター活動報告書（毎年1回、3月発行）
- (12) インターネットによるホームページ（<http://www.nisikyu-u.ac.jp>）への掲載
（随時入替え）
- (13) 報道機関等への発表（随時）
- (14) 自己点検・評価報告書（ほぼ4年毎に発行）

今後ホームページへの掲載事項を拡大するとともに、掲載内容の充実に努める。

3. 情報提供項目

(1) 大学への入学や学習機会に関する情報

- ① 入学定員、入学試験科目、アドミッションポリシー及び学納金など入試に関する事項
- ② 各学科における試験区分ごとの志願者数、受験者数及び入学者数並びに過去の試験倍率
- ③ 一般入試の科目別の最高得点、平均点及び最低得点
- ④ 科目等履修生制度に関する事項
- ⑤ 取得できる免許・資格に関する事項
- ⑥ 公開講座及びバイキング講座に関する事項

(2) 教育・研究に関する情報

- ① 教員全員の担当授業科目及びシラバス
- ② 修士論文及び卒業論文の題目及び論文要旨
- ③ 教員の主要研究分野及び研究概要などに関する事項
- ④ 附属図書館の蔵書及び新着図書のご案内

(3) 卒業生の進路状況に関する情報

- ① 卒業生の免許・資格の取得者数などのデータ
- ② 卒業生の就職状況及び具体的な就職先（企業名、官公庁名など）

- ③ 大学院への進学状況及び具体的な進学した大学名等

(4) 財務状況に関する情報

- ① 永原学園全体の資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表
- ② 永原学園が設置する学校の学生生徒、その保護者及び永原学園と雇用契約にある者は、閲覧請求書を提出することにより、永原学園全体及び永原学園が設置する学校等ごとの財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告を閲覧することができる。

二 教員の資質の維持向上の方策

本学では、大学院にもFD委員会を設置し、その主導のもと、上述のように「学生による授業評価」を実施するとともに研修会も開催し、授業内容方法等の改善を図っている。これらの情報は、「FD活動報告」として大学院担当専任教員に配布されている。